別表第四岩手の款盛岡の項管轄区域の欄中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

別表第五岩手の款盛岡（沼宮内）の項管轄区域の欄中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、別表第二（二）の改正規定は、平成二十五年十二月二十日から、第七百七条、第七百十七条、第七百十八条及び附則の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。